

令和 7 年 7 月 7 日（月） 関市農業委員会総会

場所：関市役所 大会議室

令和 7 年 7 月 7 日（月曜日） 午前 9 時 3 0 分 開会

農業委員会総会

- （１）議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- （２）議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （３）議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （４）議案第 4 号 事業計画変更申請に対する意見について
- （５）議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画に関する意見について
- （６）議案第 6 号 非農地の判断について
- （７）報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

○出席委員（17 名）

1 番 安田 美雄 君	2 番 河村 清孝 君	3 番 丹羽 英治 君
4 番 吉田 忠男 君	5 番 和田 ひとみ 君	6 番 鵜飼 秀樹 君
7 番 林 百恵 君	8 番 後藤 信一 君	9 番 尾口 文良 君
11 番 足立 宜穂 君	12 番 後藤 一夫 君	13 番 亀山 良平 君
14 番 森 種生 君	15 番 池田 政吉 君	16 番 長尾 始 君
17 番 山田 達史 君	18 番 日置 香 君	

○欠席委員（2 名）

10 番 松永 佳己 君	19 番 田下 喜代 君
--------------	--------------

○委員以外の出席者（3 名）

農業委員会事務局長 山岡 透 君
農業委員会事務局課長補佐 河村 一成 君
農業委員会事務局主事 波多野 恵 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

（あいさつ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

10番 松永委員、19番 田下委員ですのでご報告をさせていただきます。

それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております。総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

18番 日置委員、1番 安田委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めると言うものです。

1番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は大杉公民館から南に200mに位置する、

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 2筆 1,690㎡。

申請の目的は、使用貸借です。

使用貸人は、農地の維持管理が困難になったため譲渡したいと言うもの

使用借人は、農業経営の拡大を図りたいと言うものでございます。

2番の案件

位置図は2ページになります。

申請地は西田原公民館から西に 5 0 0 m に位置する、
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 2 筆 8 4 9 . 6 m²。

申請の目的は、区分地上権です。

土地所有者は、権利設定者の要望に応えるというもの。

権利者は、太陽光発電設備の設置業等を営んでおり、営農型太陽光発電を行うため、区分地上権を設定するものでございます。

5 条 4 番と同時許可案件でございます。

3 番の案件

譲渡人が死亡したため、取り下げとなりました。

4 番の案件

位置図は 4 ページになります。

申請地は関市巾公民センターから南に 2 0 0 m に位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 田 2 筆 2 , 6 5 6 . 4 m²。

申請の目的は、使用貸借です。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、申請地で引き続き農業経営したいというものでございます。

申請地には、営農型太陽光発電施設が設置されており、4 条 5 番と関連案件でございます。

5 番の案件

位置図は 5 ページになります。

申請地は関市役所西部支所から南西に 3 0 0 m に位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 4 0 6 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというもの。

譲受人は、居住地近隣の申請地を取得し、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自己用野菜等を栽培する内容になっています。

6 番の案件

議案は 2 ページ、位置図は 6 ページになります。

申請地は古布多目的研修会施設から北東に 3 5 0 m に位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 1 0 2 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというもの。

譲受人は、転居予定地隣接の申請地を取得し、農業経営を開始したいというものでございま

す。

営農計画書が提出されており、一部農地性に問題がありますが、復元し、自己用野菜等を栽培する内容になっています。

以上、5件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番、2番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2番（河村 清孝 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

4番の案件につきまして、後藤信一委員、ございますか。

○8番（後藤 信一 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

5番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13番（亀山 良平 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

会社員と大学教授で、名古屋で勤めてみえると思うのですが、180日農業に従事するということがよろしいでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

営農計画書、誓約書が提出されておりますので、申請内容を信用して、許可をすることになります。履行されないということであれば、農業委員会として指導をしていきたいと考えております。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号4番は、許可することに決しました。

5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号5番は、許可することに決しました。

6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第1号6番は、許可することに決しました。

続いて、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めると言うものです。

1番の案件

議案は3ページ、位置図は7ページになります。

申請地は富津橋から北に400mに位置する

登記地目 田、現況地目 宅地 521㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と考えます。

転用の目的は、自宅への進入路でございます。

申請人は、自宅への進入路として利用するものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、進入路として利用されており、経緯書等が添付されています。

申請地は第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。
5条1番と関連案件でございます。

2番の案件

位置図は8ページになります。

申請地は、県立関高等学校から南に200mに位置する、

登記地目 畑、現況地目 宅地 2筆 157㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、共同住宅（1棟10戸）でございます。

申請人は、共同住宅敷地として利用するものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、経緯書等が添付されています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

5条7番と関連案件でございます。

3番の案件

位置図は9ページになります。

申請地は県立関高等学校から北に100mに位置する、

登記・現況地目 畑 2筆 214㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

申請人は、自己用住宅敷地として利用するものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

4番の案件

議案は4ページ、位置図は10ページになります。

申請地は関市巾公民センターから東に300mに位置する、

登記地目 田・畑、現況地目 畑 6筆 961㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、戸建賃貸住宅（5戸）でございます。

申請人は、戸建賃貸住宅敷地として利用するものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

5 番の案件

位置図は 11 ページになります。

申請地は、関市中公民センターから南に 200 m に位置する、

登記・現況地目 田 2 筆 3.6 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、営農型太陽光発電施設（一時転用）でございます。

申請人は、営農型太陽光発電施設の基礎部分を施設用地として利用するものでございます。

6 月 13 日に現地を確認したところ、更新であり、基礎部分以外は、農地性ありと確認しております。

申請地は第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

6 番の案件

位置図は 12 ページになります。

申請地は、植野公民館から南に 200 m に位置する、

登記地目 田、現況地目 宅地 159 m²。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農業用施設用地のため、農業用施設用地となります。

転用の目的は、農業用倉庫でございます。

申請人は、農業用施設用地として利用するものでございます。

6 月 13 日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、経緯書等が添付されています。

申請地は、農振農業施設用地であるため、原則不許可であります。が、農業用施設であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

7 番の案件

議案は 5 ページ、位置図は 13 ページになります。

申請地は、多良木公園から西に 300 m に位置する、

登記地目 畑、現況地目 宅地 153 m²。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内であるため、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（駐車場・物置）でございます。

申請人は、自己用住宅の駐車場・物置の敷地として利用するものでございます。

6 月 13 日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、経緯書等が添付されています。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

8 番の案件

位置図は 14 ページになります。

申請地は、市立博愛小学校から南東に 200 m に位置する、

登記地目 畑、現況地目 宅地 218 m²。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内であるため、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（駐車場）及び農業用倉庫でございます。

申請人は、自己用住宅の駐車場及び農業用倉庫の敷地として利用するものでございます。

6 月 13 日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、経緯書等が添付されています。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、8 件についてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1 番（安田 美雄 君）

始末書が提出されておりますので、特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2 番、3 番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4 番（吉田 忠男 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

4 番の案件につきまして、林委員、ございますか。

○7 番（林 百恵 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

5 番の案件につきまして、後藤信一委員、ございますか。

○ 8 番（後藤 信一 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6 番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○ 1 3 番（亀山 良平 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

7 番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○ 1 5 番（池田 政吉 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

8 番の案件につきまして、本日欠席されました田下委員より、問題ない旨を伺っております。これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

○ 1 6 番（長尾 始 君）

既に非農地になっているときに、以前は始末書と言っていましたが、今回は別の名称で説明されておりましたが、それはどういったもののでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地の利用に疑義があった場合に、経緯の報告を求めるということになっており、現在、農業委員会では申請人が無断転用をしてしまった場合は、始末書をもらい、以前の所有者等がやってしまった場合は、経緯書をもらっております。タイトルについては、どういったものとは決まっていないので、今回から経緯書等という柔らかい表現に変更させていただきました。

○ 1 6 番（長尾 始 君）

経緯書というのは、こういう事情でこうなっていますという、説明ということですね。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

そうです。書面で説明を求める内容が、どういう経緯でこうなったのか、今後どういった対応をするのかということを求めていますので、経緯書等という表現で統一させていただきますので、よろしくお願いします。

○16番（長尾 始 君）

分かりました。

○8番（後藤 信一 君）

それに関連してお聞きしますが、4条1番について、既に道路として使われているわけですが、このような場合に、何かペナルティなどはあるのですか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

この件については、始末書が出されており、農振除外、農地転用の申請により、是正の対応がとられておりますので、ペナルティはないと考えております。

○議長（丹羽 英治 君）

他にはよろしいでしょうか。

質疑もないようですので、これより議案第2号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第2号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第2号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第2号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第2号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第2号5番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第２号６番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

７番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第２号７番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

８番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第２号８番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について
を議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第５条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めると言うものです。

１番の案件

議案は６ページ、位置図は１５ページになります。

申請地は、富津橋から北に４００ｍに位置する、

登記地目 田、現況地目 宅地 １０筆 ４，９０４．４７㎡。

農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内であるため、第２種農地と考えます。

転用の目的は、豚舎でございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えると言うもの。

賃借人は、畜産農業を営んでおり、豚舎として使用したいと言うものでございます。

６月１３日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、経緯書等が添付されています。

申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

２番の案件

議案は７ページ、位置図は１６ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に５００ｍに位置する、

登記地目 公衆用道路・田、現況地目 畑 ４筆 ３４９㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うもの。

譲受人は、自己用住宅として利用するものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

3 番の案件

位置図は17ページになります。

申請地は、下迫間公民館から北西に400mに位置する、

登記地目 畑、現況地目 雑種地 943㎡。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農業用施設用地のため、農振農業用施設用地となります。

転用の目的は、農作物生産業駐車場及び資材置場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うもの。

譲受人は、農産物の生産業等も営んでおり、農産物生産業駐車場及び資材置場として利用するものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、経緯書が添付されています。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。農業用施設用地であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

4 番の案件

議案は8ページ、位置図は18ページになります。

申請地は、西田原公民館から西に500mに位置する、

登記・現況地目 田 2筆 5.4㎡。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

転用の目的は、営農型太陽光発電施設（一時転用）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うもの。

譲受人は、太陽光発電設備の設置業等を営んでおり、営農型太陽光発電施設の基礎部分を施設用地として利用するものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、更新であり、基礎部分以外は、農地性ありと確認しております。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

5 番の案件

位置図は19ページになります。

申請地は関市桜ヶ丘公民センターから東に300mに位置する、

登記・現況地目 田 273㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として利用するものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

6 番の案件

位置図は20ページになります。

申請地は、関市桜ヶ丘公民センターから北西に100mに位置する、

登記地目 畑、現況地目 畑一部雑種地 204㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（1区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を宅地分譲（1区画）として造成し、販売したいというものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、一部雑種地として利用されており、経緯書等が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

7 番の案件

議案は9ページ、位置図は21ページになります。

申請地は、県立関高等学校から南に200mに位置する、

登記地目 畑、現況地目 畑一部宅地 8筆 2,497.25㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、ドラッグストアでございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えるというもの。

賃借人は、薬局の経営等を営んでおり、ドラッグストアとして利用するものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、一部宅地として利用されており、経緯書等が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

8 番の案件

位置図は 22 ページになります。

申請地は、市立旭ヶ丘中学校から北に 200 m に位置する、

登記・現況地目 畑 204 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、通信販売業駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うもの。

譲受人は、雑貨品の販売業等を営んでおり、通信販売業駐車場として利用するものでございます。

6 月 13 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

5 条 9 番と関連案件であります。

9 番の案件

議案は 10 ページ、位置図は 23 ページになります。

申請地は市立旭ヶ丘中学校から北に 200 m に位置する、

登記地目 畑、現況地目 宅地 39 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うもの。

譲受人は、自己用住宅として利用するものでございます。

6 月 13 日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

10 番の案件

位置図は 24 ページになります。

申請地は貉池から東に 700 m に位置する、

登記地目 田、現況地目 畑 3 筆 3,319 m²。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内であるため、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、生コンクリート製造業資材置場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うもの。

譲受人は、生コンクリートの製造業を営んでおり、生コンクリート製造業資材置き場として利用するものでございます。

6 月 13 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えま

す。

本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

1 1 番の案件

位置図は25ページになります。

申請地は、関市中公民センターから南西に400mに位置する、

登記・現況地目 田 4筆 361.5㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、土木工事業資材置場及び駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うもの。

譲受人は、土木工事業等を営んでおり、土木工事業資材置場及び駐車場として利用するものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

1 2 番の案件

議案は11ページ、位置図は26ページになります。

申請地は、市立南ヶ丘小学校から西に200mに位置する、

登記・現況地目 田 7筆 3,020㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と考えます。

転用の目的は、自動車販売修理業駐車場でございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えると言うもの。

賃借人は、自動車の販売修理業等を営んでおり、自動車販売修理業駐車場として利用するものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

1 3 番の案件

位置図は27ページになります。

申請地は、関市下有知南部公民センターから北に500mに位置する、

登記・現況地目 畑 604㎡。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に

2つの医療施設があるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として利用するものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

14番の案件

議案は12ページ、位置図は28ページになります。

申請地は、関市下有知南部公民センターから南西に400mに位置する、

登記・現況地目 田 457㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は宅地分譲（2区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を宅地分譲（2区画）として造成し、販売したいというものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

15番の案件

位置図は29ページになります。

申請地は、堅仙房公民センターから東に400mに位置する、

登記地目 田、現況地目 畑 2筆 558㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（2区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を宅地分譲（2区画）として造成し、販売したいというものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

16番の案件

位置図は30ページになります。

申請地は、小瀬グラウンドから東に300mに位置する、

登記・現況地目 畑 721㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、設備施工業倉庫及び従業員用駐車場でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、空調設備の施工業等を営んでおり、設備施工業倉庫及び従業員駐車場として利用するものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、既存施設の1／2以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

17番の案件

議案は13ページ、位置図は31ページになります。

申請地は、関市農村婦人の家から東に500mに位置する、

登記地目 田・雑種地 現況地目 田2筆 984㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と考えます。

転用の目的は太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光を利用した発電装置の設置業等を営んでおり、太陽光発電施設として利用するものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

18番の案件

位置図は32ページになります。

申請地は、植野公民館から北に100mに位置する、

登記・現況地目 田・畑 4筆 2,810㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として利用するものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

19番の案件

議案は14ページ、位置図は33ページになります。

申請地は、千疋橋から北に200mに位置する、

登記地目 畑、現況地目 宅地・雑種地 3筆 785㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭）でございます。

譲受人は、破産物件を取得し、自己用住宅の庭として利用するものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、宅地及び雑種地として利用されており、経緯書等が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

20番の案件

位置図は34ページになります。

申請地は、小屋名公民センターから北に200mに位置する、

登記・現況地目 畑 2筆 739㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うもの。

譲受人は、再生可能エネルギー発電事業等を営んでおり、太陽光発電施設として利用するものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

21番の案件

位置図は35ページになります。

申請地は、関市役所西部支所から南西に500mに位置する、

登記・現況地目 畑 476㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（駐車場・庭）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うもの。

譲受人は、自己用住宅として利用するものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

22番の案件

議案は15ページ、位置図は36ページになります。

申請地は、富之保青少年憩の広場から北西に300mに位置する、

登記地目 畑、現況地目 山林一部宅地 2筆 977㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と考えます。

転用の目的は、植林でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うもの。

譲受人は、取得予定の住宅隣接の申請地を取得し、植林として管理していくものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、山林一部宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

5条23番と関連案件であります。

23番の案件

位置図は37ページになります。

申請地は、富之保青少年憩の広場から北西に300mに位置する、

登記地目 畑 現況地目 宅地3筆 490㎡

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅（納屋・庭）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うもの。

譲受人は、取得予定の住宅隣接の申請地を取得し、自己用住宅の納屋・庭として利用するものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

24番の案件

位置図は38ページになります。

申請地は、道の駅むげ川から西に300mに位置する、

登記地目 畑・宅地、現況地目 畑 2筆 22.05㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（駐車場）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うもの。

譲受人は、自己用住宅の駐車場として利用するものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

25番の案件

議案は16ページ、位置図は39ページになります。

申請地は、市立武芸小学校から南に300mに位置する、
登記・現況地目 畑 199㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と考えます。

転用の目的は、紡績業社員寮（駐車場）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に 대응するというもの。

譲受人は、紡績業等を営んでおり、紡績業社員寮の駐車場として利用するものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

議案4号と同一許可案件になります。

以上、25件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番、2番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

1番の案件ですが、養豚業を営んでおりましたが、経営上の理由から、借地としたいというものですので、やむを得ないかと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

3番、4番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2番（河村 清孝 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

5番、6番、7番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○ 4 番（吉田 忠男 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

8 番、9 番の案件につきまして、和田委員、ございますか。

○ 5 番（和田 ひとみ 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

10 番の案件につきまして、鵜飼委員、ございますか。

○ 6 番（鵜飼 秀樹 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

11 番、12 番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○ 8 番（後藤 信一 君）

11 番の案件について、隣地への影響はありませんので、問題ありません。

12 番の案件について、周辺に農地はなく、同じく隣地へ影響がないので、問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

13 番の案件につきまして、尾口委員、ございますか。

○ 9 番（尾口 文良 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

14 番、15 番の案件につきまして、本日欠席されました、松永委員より、意見は無い旨を伺っております。

16 番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○ 11 番（足立 宜穂 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

17番の案件につきまして、後藤 一夫委員、ございますか。

○12番（後藤 一夫 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

18番、19番、20番、21番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13番（亀山 良平 君）

とくにありませんが、21番の案件について、駐車場ですが、面積が大きいため、代理人に確認したところ、受人は車が趣味で、14台所有しているそうです。それだけの台数があれば、適当かと思いました。

○議長（丹羽 英治 君）

22番、23番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

24番、25番の案件につきまして、本日欠席されました、田下委員より、意見は無い旨を伺っております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第3号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号３番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

４番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号４番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

５番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号５番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

６番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号６番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

７番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号７番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

８番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号８番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

９番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号９番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１０番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号１０番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１１番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号１１番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１２番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号１２番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１３番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号１３番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１４番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号１４番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１５番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号１５番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１６番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号１６番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１７番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
賛成多数と認めます。

よって、議案第３号１７番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１８番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号１８番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１９番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号１９番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

２０番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
賛成多数と認めます。

よって、議案第３号２０番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

２１番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号２１番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

２２番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号２２番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

２３番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号２３番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

２４番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号２４番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

２５番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号２５番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第４号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

１番の案件

議案は１７ページ、位置図は４０ページになります。

申請地は、市立武芸小学校から南に３００ｍに位置する、

現況地目 畑 １９９㎡。

農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。

譲渡人は、車庫を計画していましたが、経済的事情により事業計画が滞り、譲渡人が死亡し、
相続人も経済的等の事情から事業が遂行できない状況でした。

承継人から、本申請地を買い受け、社員寮の駐車場として利用したいとの申し入れがあり、事業計画変更となりました。

以上、１件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第４号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第４号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第５号 農用地利用集積等促進計画に対する意見についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定により、下記の農用地利用集積等促進計画に対する意見を求めるものです。

議案は、１８ページから２６ページになります。

使用貸借権設定に関するものについて、新規が１５３筆 １８６，４０１㎡でございます。

地区は、武芸川、広見、小瀬地区です。

権利の設定を受ける者は、岐阜県農畜産公社でございます。以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第５号について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第５号は、原案のとおり「意見無し」と回答することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

議案第６号 非農地判断についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

非農地判断について

下記の土地を非農地として判断することについて、審議を求めると言うものです。

議案は２７ページから２９ページになります。

１番から４番の案件

位置図は４１ページになります。

東海環状自動車道関広見ＩＣから東北東に４００ｍ、

登記地目 田、現況地目 山林原野 19筆 3,904.19㎡。

5番の案件

位置図は42ページになります。

小瀬見多目的集会場から西に70m、

登記地目 畑、現況地目 山林原野 3筆 2,665.00㎡。

以上、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番から4番の案件につきまして、後藤一夫委員、ございますか。

○12番（後藤 一夫 君）

現地を確認しましたが、農地へ復元が高齢化により、できないということで、やむを得ないと思いますが、中濃用水の幹線が走っており、用水の管理道路がありますので、木々がかかってこないように、管理はしっかりしてもらいたいです。

○議長（丹羽 英治 君）

5番の案件につきまして、山田委員、ございますか。

○職務代理（山田 達史 君）

山林化していますので、問題ないと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第6号について、番号ごとでは無く、一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

ご異議も無いようですので、議案第6号につきまして、一括して採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり非農地判断することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決しました。

続いて、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定により、下記の通知について、
受理したことをここに報告致します。

議案は30ページになります。

届出地は、武芸川町地区の合計3筆 4, 102㎡です。

以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次回の農業委員会総会は、令和7年8月5日（火）午前9時30分より関市役所6階大会議室
を予定しております。

総会終了後、合同会議を予定していますのでよろしくお願いいたします。

閉会にあたりまして、職務代理より挨拶いただきたいと思います。

○職務代理（山田 達史 君）

（挨拶）

午前10時30分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

印

1 番

印

1 8 番

印